

令和7年6月市議会定例会付議事項の主要内容

No.	議案番号	付 議 事 項	主 要 内 容
1	諮問第 1 号	人権擁護委員候補者推薦の諮問について	< 氏 名 > 鈴木 匠 < 氏 名 > 熊野 吉美 < 氏 名 > 松永 喜雄 < 氏 名 > 田淵 謙二
2	報告第 2 号	令和6年度高槻市一般会計繰越明許費繰り越し状況報告について	嶋上郡衙跡附寺跡整備事業ほか12事業 4,560,866,000円 (4、5ページ参照)
3	報告第 3 号	令和6年度高槻市下水道等事業会計予算の繰り越し状況報告について	下水道建設事業 461,100,000円
4	報告第 4 号	令和6年度高槻市水道事業会計予算の繰り越し状況報告について	改良事業 366,582,900円
5	報告第 5 号	令和6年度高槻市水道事業会計継続費繰り越し状況報告について	第9次水道施設等整備事業 2,033,717,600円
6	議案第 42 号	ごみ処理施設第二・第三工場定期検査修理工事請負契約締結について	< 契 約 金 額 > 459,800,000円 < 契 約 先 > 川崎重工業株式会社関西支社 < 工 事 内 容 > 定期検査修理工事（廃棄物処理法等に基づく法定点検） < 工 期 > 議決日から令和8年3月27日まで

No.	議案番号	付 議 事 項	主 要 内 容
7	議案第 43 号	たかつき芥川認定こども園給食室改修その他工事請負契約締結について	< 契 約 金 額 > 217,789,000円 < 契 約 先 > 相互住宅株式会社 < 工 事 内 容 > 内部改修工事（給食室） 床面積179㎡ 小荷物昇降機設置工事（内部） 地上2階 トイレ洋式化 1、2階 床面積72㎡ < 工 期 > 議決日から令和8年3月6日まで
8	議案第 44 号	高槻市立赤大路小学校校舎改修工事請負契約締結について	< 契 約 金 額 > 192,130,400円 < 契 約 先 > 相互住宅株式会社 < 工 事 内 容 > 中・南棟校舎 鉄筋コンクリート造 地上4階 延べ面積3,419㎡ 外壁改修工事 屋上改修工事 804㎡ 内部改修工事（普通教室、特別支援教室、廊下、防火戸） 床面積1,603㎡ LED照明改修 < 工 期 > 議決日から令和8年3月6日まで
9	議案第 45 号	高槻市立芥川小学校校舎改修工事請負契約締結について	< 契 約 金 額 > 153,637,000円 < 契 約 先 > 相互住宅株式会社 < 工 事 内 容 > 北棟校舎 鉄筋コンクリート造 地上4階 延べ面積2,700㎡ 外壁改修工事 屋上改修工事 877㎡ 内部改修工事（教室、廊下） 床面積1,371㎡ LED照明改修 < 工 期 > 議決日から令和8年3月6日まで

No.	議案番号	付 議 事 項	主 要 内 容
10	議案第 46 号	高槻市立高槻小学校体育館改修工事請負契約締結について	< 契 約 金 額 > 140,690,000円 < 契 約 先 > 株式会社マニエラ < 工 事 内 容 > 体育館 鉄筋コンクリート造 地上1階 延べ面積749㎡ 外壁改修工事 屋根改修工事 866㎡ 建具改修工事 内部改修工事 床面積749㎡ LED照明改修 < 工 期 > 議決日から令和8年3月6日まで
11	議案第 47 号	高槻市市税条例中一部改正について	< 令和7年6月市議会提出予定条例議案概要のとおり > (6～8ページ参照)
12	議案第 48 号	高槻市消防団員等公務災害補償条例中一部改正について	
13	議案第 49 号	高槻市都市公園条例中一部改正について	
14	議案第 50 号	高槻市営駐車場条例等中一部改正について	
15	議案第 51 号	高槻市民生委員定数条例中一部改正について	
16	議案第 52 号	高槻市関西将棋会館建設支援基金条例廃止について	< 補 正 額 > 265,462千円 < 補正後の総額 > 149,729,026千円 (9ページ参照)
17	議案第 53 号	令和7年度高槻市一般会計補正予算(第1号)	
18	議案第 54 号	令和7年度高槻市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	< 補 正 額 > 5,635千円 < 補正後の総額 > 8,177,461千円 (9ページ参照)
※ その他 1 市長の専決処分事項の指定に係る報告について(損害賠償額の決定) 2 市長の専決処分事項の指定に係る報告について(訴えの提起)			

令和6年度一般会計繰越明許費 事業別明細

	所 管 部 課	事 業 名	繰越明許費 繰 越 額	理 由
1	街にぎわい部 文化財課	嶋上郡衙跡附寺跡整備事業	32,635 千円	該当物件の代替地確保と物件除却に不測の時間を要し、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
2	総務部 物価高騰対応給付金 チーム	住民税非課税世帯等給付金事業 (重点支援地方交付金事業)	51,456 千円	事業の性質上、給付金申請が4月以降になる事業費について、繰越したもの。
3	健康福祉部 長寿介護課	高齢者福祉施設整備等補助事業	39,600 千円	補助対象事業者が、入札不落等により当初計画と比べて着工に遅れが生じ、年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
4	子ども未来部 保育幼稚園総務課	認定こども園整備事業	177,136 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
5	子ども未来部 子ども保健課	健康情報管理システム改修事業	1,540 千円	国からのシステム改修仕様等の提供の遅れにより、システム改修を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
6	都市創造部 下水河川企画課	排水機場更新事業	96,978 千円	事業で使用していた水路止水のための大型土のうが豪雨で崩壊し、復旧等に時間を要し、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
7	街にぎわい部 産業振興課	プレミアム付商品券事業	2,076,621 千円	事業の性質上、年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
8	都市創造部 道路課	道路施設長寿命化事業	44,300 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
9	教育委員会 学校安全課	小学校校舎改修事業	1,143,700 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
10	教育委員会 学校安全課	小学校エレベーター設置事業	46,900 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
11	教育委員会 学校安全課	小学校トイレ整備事業	514,800 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
12	教育委員会 学校安全課	中学校校舎改修事業	56,000 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。

	所 管 部 課	事 業 名	繰越明許費 繰 越 額	理 由
13	教育委員会 学校安全課	中学校トイレ整備事業	279,200 千円	国の交付金の内示時期の関係から、事業を年度内に完了できなかったため、繰越したもの。
合計			4,560,866 千円	

令和 7 年 6 月市議会提出予定条例議案概要

議案 番号	付 議 事 項	理 由 及 び 要 旨	備 考						
47	高槻市市税条例中一部改正について	令和7年3月31日付け「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）」による地方税法の一部改正等に伴い、同日付けの専決処分により改正を行った事項以外のものについて次のとおり改正を行う。 1 個人市民税関係 所得割の納税義務者が、控除対象扶養親族に該当しない前年の合計所得金額が123万円以下の特定親族（19歳以上23歳未満の親族（配偶者等を除く。））を有する場合には、当該特定親族の前年の合計所得金額に応じた控除額を総所得金額等から控除する。（第19条、第26条、第27条の2及び第27条の3関係） 2 市たばこ税関係 (1) 加熱式たばこの課税標準について、当分の間、次のとおり紙巻たばこの本数への換算に係る特例措置を講ずる。（附則第31条の5関係） <table><tr><th>区 分</th><th>換 算 の 方 法</th></tr><tr><td>ア 葉たばこを原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ</td><td>当該加熱式たばこの重量（フィルター等の重量を除く。以下同じ。）0.35グラムをもって紙巻たばこの1本（当該加熱式たばこの重量が0.35グラム未満の場合は、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本）に換算</td></tr><tr><td>イ ア以外の加熱式たばこ</td><td>当該加熱式たばこの重量0.2グラムをもって紙巻たばこの1本（当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満の場合は、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本。ただし、アと併せて喫煙の用に供されるもの等を除く。）に換算</td></tr></table> (2) (1)の経過措置として、令和8年4月1日から同年9月30日までの間における売渡し等については、現行の換算方法により得た本数に0.5を乗じて得たもの及び改正後の換算方法により得た本数に0.5を乗じて得たものの合計数とする。（改正附則第4条関係）	区 分	換 算 の 方 法	ア 葉たばこを原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ	当該加熱式たばこの重量（フィルター等の重量を除く。以下同じ。）0.35グラムをもって紙巻たばこの1本（当該加熱式たばこの重量が0.35グラム未満の場合は、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本）に換算	イ ア以外の加熱式たばこ	当該加熱式たばこの重量0.2グラムをもって紙巻たばこの1本（当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満の場合は、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本。ただし、アと併せて喫煙の用に供されるもの等を除く。）に換算	令和8年1月1日から施行する。ただし、2は同年4月1日から、3は地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。
区 分	換 算 の 方 法								
ア 葉たばこを原料の全部又は一部としたものを紙その他これに類する材料のもので巻いた加熱式たばこ	当該加熱式たばこの重量（フィルター等の重量を除く。以下同じ。）0.35グラムをもって紙巻たばこの1本（当該加熱式たばこの重量が0.35グラム未満の場合は、当該加熱式たばこの1本をもって紙巻たばこの1本）に換算								
イ ア以外の加熱式たばこ	当該加熱式たばこの重量0.2グラムをもって紙巻たばこの1本（当該加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量が4グラム未満の場合は、当該加熱式たばこの品目ごとの1個をもって紙巻たばこの20本。ただし、アと併せて喫煙の用に供されるもの等を除く。）に換算								

		3 その他 公示送達について、公示事項をインターネットを利用する方法により表示するとともに、市役所及び支所前の掲示場に掲示し、又は市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示することとする。（第6条関係）																																
48	高槻市消防団員等公務災害補償条例中一部改正について	「非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和7年政令第37号）」に基づき、次のとおり改正を行う。 (1) 消防作業従事者等の補償基礎額の最低額を9,700円（現行：9,100円）に、最高額を14,500円（現行：14,200円）に引き上げる。（第5条第2項関係） (2) 扶養親族のある非常勤消防団員等の補償基礎額の加算額について、次のとおり改定を行う。（第5条第3項関係） <table><tr><td>区 分</td><td>改 正 後</td><td>現 行</td></tr><tr><td>配 偶 者</td><td>100円</td><td>217円</td></tr><tr><td>子</td><td>383円</td><td>333円</td></tr><tr><td>その他の扶養親族</td><td>現行どおり</td><td>217円</td></tr></table> (3) 非常勤消防団員に係る補償基礎額を次のとおり引き上げる。（別表関係） <table><tr><th rowspan="2">階 級</th><th colspan="3">勤 務 年 数</th></tr><tr><th>10年未満</th><th>10年以上 20年未満</th><th>20年以上</th></tr><tr><td>団長及び副団長</td><td>12,900円 (12,500円)</td><td>13,700円 (13,350円)</td><td>14,500円 (14,200円)</td></tr><tr><td>分団長及び副分団長</td><td>11,300円 (10,800円)</td><td>12,100円 (11,650円)</td><td>12,900円 (12,500円)</td></tr><tr><td>部長、班長及び団員</td><td>9,700円 (9,100円)</td><td>10,500円 (9,950円)</td><td>11,300円 (10,800円)</td></tr></table> ※ 括弧内の額は、現行の額	区 分	改 正 後	現 行	配 偶 者	100円	217円	子	383円	333円	その他の扶養親族	現行どおり	217円	階 級	勤 務 年 数			10年未満	10年以上 20年未満	20年以上	団長及び副団長	12,900円 (12,500円)	13,700円 (13,350円)	14,500円 (14,200円)	分団長及び副分団長	11,300円 (10,800円)	12,100円 (11,650円)	12,900円 (12,500円)	部長、班長及び団員	9,700円 (9,100円)	10,500円 (9,950円)	11,300円 (10,800円)	公布の日から施行し、補償基礎額の加算額を引き下げる部分は同日以後に支給すべき事由の生じた損害補償等について、その他の部分は令和7年4月1日以後に支給すべき事由の生じた損害補償等について適用する。
区 分	改 正 後	現 行																																
配 偶 者	100円	217円																																
子	383円	333円																																
その他の扶養親族	現行どおり	217円																																
階 級	勤 務 年 数																																	
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上																															
団長及び副団長	12,900円 (12,500円)	13,700円 (13,350円)	14,500円 (14,200円)																															
分団長及び副分団長	11,300円 (10,800円)	12,100円 (11,650円)	12,900円 (12,500円)																															
部長、班長及び団員	9,700円 (9,100円)	10,500円 (9,950円)	11,300円 (10,800円)																															

4 9	高槻市都市公園条例中一部改正について	高槻城公園に設置する有料施設の管理に関し必要な事項を次のとおり定める。 (1) 指定管理者が行う業務の範囲に有料施設の使用許可に関することを加える。(第2条の9及び第8条関係) (2) 有料施設は駐車場とし、その利用できる日時は終日とする。(別表第1関係) (3) (1)の使用許可に係る利用料金は、指定管理者の収入とし、当該利用料金の額は、次に掲げる額の範囲内で市長の承認を得て定めるものとする。(別表第3関係) <table><tr><td>駐車できる車両の種類</td><td>利用料金(1日1回につき)</td></tr><tr><td>普通自動車及び準中型自動車</td><td>30分までごとに200円</td></tr><tr><td>中型自動車</td><td>2,000円</td></tr><tr><td>大型自動車</td><td>4,000円</td></tr></table>	駐車できる車両の種類	利用料金(1日1回につき)	普通自動車及び準中型自動車	30分までごとに200円	中型自動車	2,000円	大型自動車	4,000円	規則で定める日から施行する。
駐車できる車両の種類	利用料金(1日1回につき)										
普通自動車及び準中型自動車	30分までごとに200円										
中型自動車	2,000円										
大型自動車	4,000円										
5 0	高槻市営駐車場条例等中一部改正について	指定管理者が自主的な経営努力を発揮することにより、駐車場の効率的な管理及び運営を図るため、次に掲げる4条例に基づく駐車に係る利用料金は、指定管理者の収入とするとともに、当該利用料金の額は、現行の駐車の利用に係る料金の額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定めることとするほか、所要の改正を行う。 (1) 高槻市営駐車場条例(第1条関係) (2) 道路法に基づき駐車料金を徴収する自動車駐車場に関する条例(第2条関係) (3) 高槻市立自転車駐車場条例(第3条関係) (4) 道路法に基づき駐車料金を徴収する自転車駐車場に関する条例(第4条関係)	令和8年4月1日から施行する。								
5 1	高槻市民生委員定数条例中一部改正について	高槻市民生委員児童委員協議会からの要望(令和7年3月3日付け)を踏まえ、世帯数の増加等、前回の一斉改選時からの状況の変化に対応するため、民生委員の定数を554人(現行:553人)に増員する。	令和7年12月1日から施行する。								
5 2	高槻市関西将棋会館建設支援基金条例廃止について	公益社団法人日本将棋連盟による関西将棋会館の建設に要する費用の支援を完了したため、当該支援に充てるために設置された高槻市将棋会館建設支援基金を廃止する。	公布の日から施行する。								

令和7年度6月補正予算主要内容

種 別	事業名等	補正額(千円)	主 要 内 容
一 般 会 計 歳 出			
健康福祉部	生活保護総務管理等	8,360	生活保護基準の改定等に伴うシステム改修費
	感染症予防	251,419	新型コロナウイルス感染症定期予防接種に係る委託料など
そ の 他	繰出金	5,635	後期高齢者医療特別会計
一 般 会 計 入 歳	分担金及び負担金	5,512	感染症予防事業費他市等負担金
	国庫支出金	4,950	生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
	繰入金	255,000	財政調整基金
後期高齢者 医 療 特 別 会 計	(歳入)		
	繰入金	5,635	一般会計繰入金
	(歳出)		
	総務費	5,635	マイナ保険証の保有状況にかかわらず、資格確認証の職権交付を継続することに伴う通信運搬費の増